

2 安心して医療を受けられる環境を整える

(1) 地域における医療体制を確立する

●休日・夜間救急医療

現在の救急医療体制は、救急告示医療機関（いわゆる救急病院）制度が基本となっている。これを補完するため、区では、休日・夜間において入院を必要としない程度の救急患者に対応する初期救急医療等の充実を図っている。

1 初期救急医療など

練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）および石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日（年末年始を含む。）の昼間・準夜間および土曜日の準夜間に、内科・小児科の初期救急医療を実施している。

また、ニーズの高い15歳以下の小児初期救急医療に対応するため、練馬区夜間救急子どもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間に実施している。

あわせて、順天堂練馬病院および地域医療振興協会練馬光が丘病院に毎日午後5時から午後10時まで、島村記念病院に火・木曜日午後5時から午後8時まで小児初期救急医療事業を委託して実施している。

平成26年度の患者実績は順天堂練馬病院は1,116人、地域医療振興協会練馬光が丘病院は1,751人、島村記念病院は520人であった。

日曜・祝休日には区内5か所で休日診療当番医療機関を開設したほか、区内3か所で休日柔道整復施術事業を実施した。

また、休日夜間の急病患者に対する処方せん調剤に対応するため、練馬区休日・夜間薬局および石神井休日夜間薬局を開設している。

休日診療当番医療機関および休日当番接骨院の利用状況

平成26年度

区分	開設日数	受診者数	1日平均
	日	人	人
医科	72	5,880	81.7
歯科	10	110	11.0
接骨院	72	522	7.3

休日急患診療所等の利用状況

平成26年度

施設名	診療日数		受診者数	
	昼間	準夜間	昼間	準夜間
	日	日	人	人
[内科・小児科] 練馬休日急患診療所	70	365	5,777 (82.5)	5,111 (14.0)
石神井休日急患診療所	71	120	5,372 (75.7)	2,761 (23.0)
[小児科] 練馬区夜間救急子どもクリニック	—	365	—	3,920※ (10.7)
[歯科] 練馬歯科休日急患診療所	71	—	518 (7.3)	—
石神井歯科休日急患診療所	72	—	473 (6.6)	—

注：①昼間：午前10時～午後5時

準夜間：午後6時～午後10時（土・日・祝休日・年末年始）

午後8時～午後11時（月～金）

②受診者の（ ）内は1日平均

③受診者の※は練馬休日急患診療所の再掲

2 二次救急医療

入院を必要とする救急患者に対応する二次救急医療については、都が休日・全夜間診療や特殊救急医療の体制を整備している。

3 歯科救急医療

練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）および石神井歯科休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日に歯科救急医療を実施している。あわせて、ゴールデンウィークと年末年始に歯科の休日診療当番医療機関を区内1か所に開設している。

●難病患者支援

難病とは、①原因不明、治療法が未確立であり、かつ、後遺症のおそれが高く②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病をいう。

平成27年4月1日現在、110疾病が国の指定難病となっている。さらに、都単独で対象となる疾病は、27年4月1日現在、15疾病であり上記の国疾病と合わせた疾病に対して、医療費助成を実施しており、所管の保健相談所で申請を受け付けている。このほかに、特殊医療として腎不全と血友病の医療費助成の申請も受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、難病患者については、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、平成4年度から都が実施している在宅難病患者医療機器貸付事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

心身障害者（児）と要介護高齢者に対する歯科診療を木曜と土曜に練馬つつじ歯科診療所で実施している。平成26年度の診療実績は診療日数99日、延べ治療件数は2,842件であった。

また、摂食・えん下機能に障害のある心身障害者（児）と要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を実施している。診療方法は外来（第2・4火曜日およびその他の火曜日のうち1回の午前9時～午後1時）と訪問（毎月4回水曜日の午前9時～午後1時）があり、26年度の実績は、診療日数82日（外来35日、訪問47日）、延べ治療件数は272件（外来109件、訪問163件）であった。

心身障害者（児）については、練馬つつじ歯科診療所で検査や予防に関する歯科相談を毎週土曜日に行っている。26年度の相談実績は102件であった。

●順天堂大学医学部附属練馬病院

区は誘致方式による病院整備を進め、平成17年7月に順天堂大学医学部附属練馬病院が高野台三丁目1番に開院した。

区と学校法人順天堂との間で締結した基本協定において、①病床数は400床とすること、②重点医療は、救急・小児・災害時の医療、脳血管疾患、心疾患、悪性新生物などに対する医療とすること、③内科、外科、小児科の24時間救急医療体制の確保、④区内医療機関との連携の実施、⑤区民の意見などを取り入れるための協議会の設置などを取り決めている。

さらに、診療科目などの具体的な運営内容については、運営に関する協定細目を締結している。

順天堂大学医学部附属練馬病院の規模や診療科目等はつぎのとおりである。

(1) 規模

敷地面積 11,187.98㎡、延べ床面積 30,620.99㎡
※延べ床面積には、ハートビル法適用部分（723.26㎡）を含む。

病床数 400床

(2) 診療科目（届出標榜科名）

内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、リウマチ内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、神経内科、精神科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚・アレルギー科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、産婦人科、麻酔科、病理診断科、リハビリテーション科、救急科、臨床検査科

順天堂大学医学部附属練馬病院利用状況 平成26年度

区 分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	142,392	11,866
外来患者	346,501	28,875
手術	5,811	484
ICU・CCU・NICU	3,385	282
人工透析	6,062	505
救急患者	16,165	1,347

注：ICU（集中治療管理室）

CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）

NICU（新生児集中治療管理室）

●公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院

平成24年4月1日、日本大学医学部附属練馬光が丘病院を引き継ぎ、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。区と公益社団法人地域医療振興協会との間で締結した基本協定において、病院は、地域に医療を提供する中核的な役割を果たす病院として区内の医療提供体制の向上を図るために開設するものとし、つぎの性格、機能を有するものとしている。①公的な目的と機能を持ち、救急医療、小児医療、周産期医療および災害時医療を重点として行う病院であること、②高度で専門的および総合的な医療機能を持つ病院であること、③地域医療の中核的機能を持つ病院であること、④医療連携を図るとともに区の地域保健医療施策に協力する病院であること。

さらに、区民の意見などを取り入れるための協議会の設置などの具体的な運営内容については、運営に関する協定細目を締結している。

公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の規模や診療科目等はつぎのとおりである。

(1) 規模

敷地面積 9,513.72㎡、延べ床面積 17,488.89㎡
病床数 342床

(2) 診療科目（届出標榜科名）

内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科、リウマチ内科、小児科、精神科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、頭頸部外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科、臨床検査科

公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院利用状況 平成26年度

区 分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	96,606	8,050
外来患者	184,982	15,415
手術	1,793	149
ICU・CCU	1,791	149
人工透析	4,920	410
救急患者	16,238	1,353

注：ICU（集中治療管理室）

CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）

●看護職員フェア

平成18年の診療報酬改定に際して、7：1看護体制（1日を通じて看護師1人に対して患者7人以内の配置）の診療報酬体系が創設され、大規模急性期病院を中心に、看護師の確保に向けた動きが激化した。このため看護職員不足が深刻な問題となっており、区内病院等も慢性的な看護師不足が課題となっている。

区では、区内病院の病床数維持と看護師不足を改善するため、潜在看護師を掘りおこし再就業につなげる場の提供として、20年度から看護職員フェア（就職相談会）を実施している。26年度は2回実施し、これまでの通算13回の実績は延べ参加者数380人に対し、再就業者数93人に達している。

●災害時医療救護体制の構築

現在区内には、災害時の医療救護活動の拠点として、10の医療救護所、2つの災害拠点病院を含む21の災害時医療機関がある。医療救護所では、区との協定に基づき医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会（以下「四師会」という。）が派遣した医療スタッフを中心に、トリアージや軽症者への応急処置、中等症者および重症者の災害時医療機関への搬送が行われる。

区では、こうした医療救護体制を構築するために、平成18年7月に、「練馬区災害時医療救護体制検討委員会」を立ち上げ、調査・検討を行い、課題を整理し、対策について報告書をまとめた。

これを受けて、昭和57年度から設置している災害医療運営連絡会の下に専門部会を設け、個別の課題について検討を行っている。

平成26年度は年4回の専門部会を開催し、医療救護所の再配置、患者搬送方法の確立、災害時の歯科医療の支援体制についての具体化および医療救護所に備蓄されている医薬品の見直しなどについて検討した。

また、四師会、順天堂大学医学部附属練馬病院、医薬品卸売業者および民間救急事業者と連携して、医療救護所訓練を11月に実施し、医療救護所の立ち上げ、トリアージ訓練、情報連絡訓練、医薬品の供給訓練および災害時医療機関への患者搬送訓練などを行った。